

MI-KU-RE-PO

2025.11



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】カスハラ対策の義務化

今年の6月に改正労働施策総合推進法が公布され、事業主にカスタマーハラスメント（カスハラ）に対する雇用管理上の措置が義務化されました。施行日は公布日から1年6か月以内になりますが、東京都でも4月よりカスハラ防止条例がスタートしています。企業の対応措置について解説します。

「カスタマーハラスメント」とは

- ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
- ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
- ③ 労働者の就業環境を害すること

3つの要素をすべて満たすもの

【社会通念上許容される範囲を超えた言動（例）】

- 身体的な攻撃（暴行、傷害）
- 精神的な攻撃（暴言、中傷、名誉棄損、脅迫、侮辱）
- 威圧的な言動 ● 土下座の要求 ● 繼続的・執拗な言動
- 拘束的な行動（居座り、不退去、監禁） ● 差別的な言動
- 性的な言動 ● 従業員個人への攻撃、要求

参照：厚生労働省「カスタマーハラスメント企業対策マニュアル」

雇用管理上の措置

事業主が講ずるべき措置	具体的対応（例）
事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発	基本方針の策定、従業員への周知
相談体制の整備・周知	カスハラ研修の実施や相談窓口の設置
発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置	カスハラが発生した場合の対応方法例の作成



ここがポイント

● 「就活等セクハラ」対策の義務化

事業主には新たに求職者等に対するセクハラ防止措置（就活等セクハラ）を講ずることも義務化されました。男女雇用機会均等法の改正によるもので施行日は公布日から1年6か月以内とされています。

雇用管理上の措置は、カスハラ対策と同様の対応が求められます。事業主だけでなく、事業主の従業員（採用担当者等）も対象となります。

採用活動はOBやOGなど私的な場面での接触も想定されるため、就活特有のルールを定める必要もあるでしょう。

労務Room Q & A

Q

会社はすべてのハラスメントに対して防止義務があるのでしょうか？

A

現在、法令で定義されるハラスメントは、カスハラ以外ではセクハラ（均等法）、パワハラ（労施推進法）、マタハラ（育介法）の3つです。

法令遵守の観点でいえば、これらのハラスメントの防止義務を負います。

ただし労務管理の観点を踏まえれば、モラハラなど職場で起こりやすいハラスメントにも警戒するべきでしょう。

社労士のふたつの「経済圏」

テレビや新聞で「経済圏」という言葉をよく見聞きします。金融や通信業界を中心に、業界内での占有率を高めて、価格やサービス面での経済圏を確立するべく熾烈な競争が展開されています。

社会保険労務士の「経済圏」を考えた場合、2つの領域があるようと思われます。

ひとつは法令上の業務範囲です。社労士には、医師（法）や弁護士（法）など他の国家資格と同様に「社労士法」というものが存在し、社労士しか行えない仕事が明記されています。制度発足以来、数次にわたる法改正によって対象業務が拡大され、つい先ごろ6月に成立した第9次社労士法改正によって新たに労務監査に関する業務が明記されました。法律で担保された業務の拡大は、社会的責任を負託されたうえでの経済圏の拡大と解釈できます。

もうひとつは産業界における経済圏の拡大です。土業へのアウトソーシングも企業が利用するサービスのひとつである以上、いくら法律を変えてこちらの経済圏は拡大できません。

第9次社労士法改正の目玉は、第1条（目的）が使命規定に変わったことです。そこには「社会保険労務士は、（中略）もって豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする」とあります。社労士がふたつの経済圏を拡大していくためには、会社が求めるサービスを提供して、その社会的使命を果たせるか否かにかかっています。



【魚くん探し記】 今月の一尾

九絵：くえ

全長1mを超える大型魚でありながら身が締り脂も乗っていて、「クエを食つたらほかの魚は食えん」といわれる高級魚です。

チャンコの食材に象徴されるように、福岡のアラ鍋や和歌山の水鍋など鍋料理が有名です。

はじめはメスとして生まれ、成長するにつれて一部がオスに性転換します。「雌性先熟」と呼ばれるもので、大きくなってオスになることで縄張りを守る力を得て繁殖を維持しているそうです。しかしオスになる前に亡くなってしまうことも多く、養殖も難しいため「幻の魚」ともいわれます。

いろいろな意味で食えない魚です。



【一劇必撮】 今月の一枚



自由学園明日館

発 行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile
website

個人情報の保護に敏感です



S R P II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所